

令和6年度
千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項

令和6年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者の募集及び選考は、「千葉市立特別支援学校管理規則第20条」の規定により、下記のとおり実施する。

I 応募資格

高等部に入学を志願できる者は、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

1 千葉市立養護学校高等部普通科

(1) 千葉市立養護学校の通学区域（千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部）に居住する者、または入学までに通学区域に住所を有する者

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和6年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）

(1) 市内に居住する者、または入学までに市内に住所を有する者

(2) 「1（2）ア～ウ」のいずれかに該当し、公共交通機関等を利用して通学できる者

II 千葉市立養護学校高等部 普通科

1 通学区域

千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部を通学区域とする。

2 入学定員

特に定員を定めない。

3 出願

(1) 事前の教育相談

千葉市立養護学校（以下、養護学校という）で、オープンスクール及び1日体験学習に参加することを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和5年12月20日（水）から令和6年2月13日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

養護学校
千葉市若葉区大宮町1066-1
電話 043(265)9293

(4) 願書等の提出期間

令和6年2月1日（木）から2月13日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(5) 願書等の提出先

養護学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～エは必須

書類等	備考
ア 入学願書〔様式1〕	
イ 療育手帳の写し 又は、障害を有することを証明する診断書〔様式3〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 〔様式3〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票〔様式5〕	
エ 調査書〔様式7〕	
オ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、養護学校の校長に提出すること。
カ 必要に応じて提出する書類	その他養護学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

4 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和6年2月20日（火）及び2月21日（水）のうち養護学校の校長が定める日

(2) 入学者選考会場

養護学校

(3) 入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

5 追選考

選考日当日にインフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

インフルエンザ罹患による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、養護学校の校長が定める所定の手続きにより、承認を受けたものを対象とする。

(2) 入学者選考日

本選考の結果を発表するまでに実施する。（1日）

(3) 入学者選考会場

養護学校

(4) 入学者選考の方法

追選考の方法については、養護学校の校長が別に定める。

6 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和6年3月4日（月）午前9時に、養護学校で掲示により発表するとともに、通知書を交付する。また、在籍（出身）校に通知する。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和6年3月11日（月）までに、入学確約書〔様式16〕を養護学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出席してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

8 再募集

養護学校の受検を希望し、養護学校において教育相談を受けた者を対象として行う。

なお、再募集に係る事項については、養護学校の校長が別に定める。

9 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式18〕を養護学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点及び教科別の得点に関して、簡易開示請求を行うことができる。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、市教育長が別に定めるものとする。

Ⅲ 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

1 通学区域

市内全域を通学区域とする。

2 入学定員

第1学年 32人

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和5年11月30日（木）までに千葉市立高等特別支援学校（以下、高等特別支援学校という）で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和5年11月2日（木）から12月5日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

高等特別支援学校
千葉市美浜区真砂5-18-1
電話 043(388)0133

(4) 願書等の提出期間

令和5年12月1日（金）から12月5日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(5) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～カは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式2〕	
イ 療育手帳の写し 療育手帳の写しの提出が申請手続き上、間に合わない場合のみ、知的障害を有することを証明する診断書〔様式3〕もしくは仮出願の申請書〔様式4〕を提出する。	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 様式3は参考様式とし、医療機関が発行する様式でも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。 ※この場合、入学者選考の前日の午後4時までに療育手帳の写しを提出すること。
ウ 入学者選考受検票（以下、受検票という）〔様式6〕	
エ 調査書〔様式7〕	
オ 面接票〔様式8〕	

カ 返信用封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
キ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、高等特別支援学校の校長に提出すること。
ク 受検に係る特別配慮申請書〔様式10〕	必要に応じて提出すること。 校長が認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式11〕を送付する。
返信用封筒	上記カと別に用意すること。
ケ 必要に応じて提出する書類	その他、高等特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

4 志願の変更及び取消

(1) 志願校の変更

入学願書受付締切り後、1回に限り、志願校の変更を行うことができる。

ア 変更の受付期間及び時間

令和5年12月8日（金）から12月12日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

イ 提出書類及び手続き

志願変更者は、新たに志願する特別支援学校において、進路に係る事前の教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を令和5年12月12日（火）までに必ず行うこととする。

志願変更者は、「志願変更願」〔様式12〕及び受検票を在籍（出身）校の校長を経由して、高等特別支援学校の校長に提出する。

また、「志願変更願」を受理した高等特別支援学校の校長は、志願変更者に「志願変更承諾書」〔様式13〕を交付する。その際、次の書類を志願変更者に返却する。

- ・療育手帳の写し又は知的障害を有することを証明する診断書
- ・返信用封筒
- ・他に提出書類のキ、ク、ケの提出があった場合、その書類

上記の志願変更が認められた者は、千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項により志願変更の受付期間中に新たに志願する特別支援学校の校長に願書等及び「志願変更承諾書」〔様式13〕を提出しなければならない。

(2) 志願の取消

志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、令和6年1月22日（月）の正午までに、高等特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

5 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和6年1月11日（木）及び1月12日（金）

(2) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

区分 期日	検査内容	時間	配点
第1日（1月11日）	作業能力検査	各学校の計画による。	200点
	学力検査（国語・ 数学・理科・社会）	50分	100点
	運動能力検査	各学校の計画による。	100点
第2日（1月12日）	面接	各学校の計画による。	

※国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。

※その他、在籍（出身）校からの提出書類により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(4) 日程等

集合時間、検査時刻、終了時刻等は、文書にて別途配付する。

6 追選考

選考日当日にインフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

インフルエンザ罹患による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、所定の手続きにより高等特別支援学校の校長に承認を受けたものを対象とする。本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することはできない。

追選考を受検する者は、追選考受検願及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類（医師の診断書等）を在籍校長又は出身校長の証明を受け、追選考の2日前までに志願する高等特別支援学校に提出する。〔様式15〕

(2) 入学者選考日

令和6年1月19日（金）

(3) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(4) 入学者選考の方法

追選考は、学力検査（国語・数学・理科・社会）を50分間で実施する。なお、国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。作業能力検査、運動能力検査及び面接の実施については、高等特別支援学校長が別に定める。

7 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和6年1月23日（火）午前9時に、高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍（出身）校の校長に通知する。

入学許可候補者が定員に満たない場合は、第2次募集の案内も同時に行う。

8 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和6年1月30日（火）までに、入学確約書〔様式17〕を高等特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時まで

とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。その場合も市の内外を問わず、公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

9 第2次募集

入学許可候補者数が発表時に定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(1) 事前の教育相談

令和6年1月29日(月)までに、高等特別支援学校による進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない)を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

令和6年1月25日(木)から1月29日(月)までとし、受付時間は1月25日(木)及び1月26日(金)は午前9時から午後4時まで、1月29日(月)は正午までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(3) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(4) 提出書類等

「3 出願(6)」に定めるところによる。

(5) 入学者選考日

令和6年2月1日(木)

(6) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(7) 入学者選考の方法

面接を実施する。さらに、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、その他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

(8) 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和6年2月5日(月)午前9時に高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍(出身)校の校長に通知する。

(9) 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和6年2月13日(火)までに、入学確約書〔様式17〕を高等特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。その場合も市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

(10) 志願の取消

第2次募集の志願を取り消そうとする者は、在籍(出身)校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、令和6年2月2日(金)の正午までに、高等特別支援学校

の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

10 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合

(1) 事前の教育相談と願書等の提出期間

ア 養護学校

令和6年2月13日（火）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

イ 県立千葉特別支援学校

令和6年2月13日（火）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

ウ 願書等の提出期間については、両校とも令和5年2月13日（火）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 第2次募集を受検し入学許可候補者とならなかった者が高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合

ア 養護学校

令和6年2月13日（火）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

イ 県立千葉特別支援学校

令和6年2月13日（火）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

ウ 願書等の提出期間については、両校ともに令和6年2月13日（火）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

11 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、高等特別支援学校が定めた時刻に集合すること。
- (3) 検査1日目は、筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・消しゴム）、体操着、弁当、また、両日とも「運動のできる上履き」を持参すること。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話は検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、受検者同士の物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品、その他留意事項については、高等特別支援学校において実施する検査の内容により定めた指示に従うこと。

12 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式18〕を高等特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点に関して、簡易開示請求を行うことができる。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、市教育長が別に定めるものとする。